



KANAGAWA

神奈川県企業庁

相模ダムリニューアル事業
調査・設計業務委託
(ダム本体他実施設計)

《募集要項》

令和3年4月

神奈川県企業庁

相模川水系ダム管理事務所

目次

第1章 業務の目的、概要	
1 業務の目的.....	1
2 業務の概要.....	1
3 履行期間.....	2
第2章 受注候補者の選定に関する事項	
1 選定手続き.....	3
2 受注候補者の選定スケジュール.....	4
3 参加手続き.....	5
4 参加資格要件に関する事項.....	7
5 業務価格の提案.....	9
6 提案書の提出方法.....	9
7 支払条件.....	10
8 契約前協議.....	10
9 その他留意事項.....	10

第1章 業務の目的、概要

1 業務の目的

本業務は、令和2年度に完了した相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託(概略設計)の業務成果をもとに合理的なダム施設・設備および施工計画・施工設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書を作成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託（ダム本体他実施設計）

(2) 検討内容

本業務の検討内容は以下のとおりであり、詳細は特記仕様書に記載する。

ア 共通事項

- ・打合せ協議
- ・設計計画
- ・基本的事項の検討
- ・総合検討
- ・設計留意書作成
- ・関係機関協議資料作成
- ・照査
- ・報告書作成

イ ダム本体設計

- ・配置設計
- ・構造検討
- ・施設設計
- ・材料検討

ウ 耐震性能検討

- ・耐震性能検討

エ 施工計画及び施工設備設計

- ・河流処理工
- ・施工方法の選定
- ・施工設備設計
- ・数量計算
- ・工程計画

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和5年2月28日までとする。

第2章 受注候補者の選定に関する事項

1 選定手続き

(1) プロポーザル方式の実施

本業務の実施にあたっては、多様な業務の横断的な技術管理、専門的な知見、検討内容の特殊性、過去の検討結果との継続性など、広範で高度な知識及び豊富な経験並びに構想力及び応用力を考慮する必要があるため、受注候補者の選定は、プロポーザル方式により行うものとする。

(2) 審査方法

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所（以下、「発注者」という。）は、受注候補者の選定にあたって、別に定める審査基準に従い審査を行うものとする。

また、発注者は受注候補者の選定にあたり、「相模ダムリニューアル事業実施設計業務（ダム本体）プロポーザル方式審査会」を設置し、専門的知見を有する者からの意見の聴取を行うものとする。

(3) 審査の種類

審査は次の項目を実施する。

審査名		内容
資格審査		・参加資格要件を満たしていることの確認
基礎審査		・提案価格が上限額以下であることの確認
提案審査	技術者評価	・配置予定技術者に関する得点化
	技術提案評価	・提案内容に関する得点化

(4) 提案への質問

提出された書類に疑義が生じた場合、発注者から提案者に対して電子メールにて質問を行う。その際は、質問を受けた日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を含まない）に回答をすること。

(5) 受注候補者の選定

技術者評価及び業務提案評価のそれぞれの評価に、所定の係数を乗じて得点を求める。その得点を合計した総合得点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。なお、評価方法の詳細は、『審査基準 第4章 提案審査』及び『審査基準 第5章 総合得点の算出方法』に示す。

また、受注候補者の不測の事態に備えて、非選定者の中から次点者を定めることとする。次点者には、その旨を非選定通知の中で通知し、受注候補者に不測の事態が生じたときには、受注候補者に代わって契約を行うことができる。

(6) 選定結果の通知

提案書が選定された場合には、電子メールにより選定された旨を通知する。また、提案書が選定されなかった場合には、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく電子メールにより通知する。

(7) 結果の公表

受注者の決定後、結果の概要として、契約の相手方とする者、見積額及び得点をホームページ上で公表する。また、提案書を提出した者の名称についても、ホームページ上で公表する。

(8) 苦情申し立て

資格要件を満たさない旨又は非選定となった旨の通知を受けた者は、それぞれの通知を受け取った日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない）以内に、発注者に対して電子メールにより説明を求めることができる。

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を含まない）に電子メールにより行う。

2 受注候補者の選定スケジュール

受注候補者の選定に係る主なスケジュールは次の日程とする。なお、本業務に係る説明会は開催しない。

募集要項等資料の公表	令和3年4月6日（火）
問合せの受付期間	・第1期 令和3年4月6日（火）から 令和3年4月9日（金）17:00まで ・第2期 令和3年4月9日（金）17:00から 令和3年4月19日（月）17:00まで
参加表明書提出期限	令和3年4月13日（火）17:00まで
問合せ内容への回答	第1期：令和3年4月15日（木） 第2期：令和3年4月23日（金）
提案書提出期限	令和3年5月10日（月）
非選定通知（資格審査・基礎審査）	令和3年5月14日（金）
提案書の審査	令和3年5月中旬から令和3年5月下旬
選定結果の通知	令和3年5月下旬から令和3年6月上旬
契約予定日	令和3年6月上旬から令和3年6月中旬

3 参加手続き

本業務の受注を希望する者は、以下の手続きに従うものとする。

(1) 審査基準等の資料の公表

審査基準等の資料は、「かながわ電子入札共同システム」及び「神奈川県企業庁ホームページ」で公表する。ただし、一部の資料は、システムの都合上ホームページのみの公表とする。

(2) 参加表明書

本業務への参加希望者は、業者名等を記載した参加表明書を期日までに提出するものとし、持参する場合は、令和3年4月13日（火）17：00までに、郵送する場合は令和3年4月13日（火）までに必着とする。なお、郵送とする場合、書留等の配達記録が残る方法を使用すること。

また、既往検討資料の配布を希望する者は、参加表明書の該当欄に必要事項を記載すること。なお、参加表明後に参加を取りやめる場合は、遅滞なく参加辞退書を提出すること。

参加表明書並びに参加辞退書の提出先は、次の通り。

提出先：神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所
郵便番号：252-0116
住所：神奈川県相模原市緑区城山 2-9-1
担当者：管理課 川瀬

(3) 既往検討資料の配布

提案書の作成にあたり、以下の既往検討資料についてDVDにより配布を行う。窓口での資料の受取を希望する者は、参加表明書の所定の欄に配布希望日時を記載すること。また、郵送での送付を希望する者は、参加表明書の所定の欄に送付先を記載すること。

なお、窓口での既往検討資料の閲覧は行っていない。

ア 既往検討資料リスト（一覧）

- ・平成26年度 相模ダム放流関連施設調査検討委託報告書
- ・平成27年度 相模ダム放流関連施設全体工事計画検討委託報告書
- ・平成28年度 相模ダム諸設備改良検討委託報告書
- ・平成29年度 相模ダム諸設備改良検討委託報告書
- ・平成30年度 相模ダム諸設備改良検討委託（ダム本体他）
- ・令和元年度 相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託（概略設計）
- ・平成30年度 相模ダム諸設備改良検討委託（水理実験）
- ・平成31年度 相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託（水理模型実験）

- ・平成 27 年度 相模ダム地質調査業務委託
- ・平成 28 年度 相模ダム地質調査業務委託
- ・平成 29 年度 相模ダム地質調査業務委託
- ・平成 30 年度 相模ダム地質調査業務委託
- ・令和元年度 相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託（ダム地質調査・解析業務）
- ・平成 29 年度 相模ダム長寿命化計画（土木総合点検）策定業務委託
- ・平成 30 年度 相模ダム諸設備改良検討委託（下流進入路）
- ・令和元年度 相模ダムリニューアル事業調査・設計業務委託（下流進入路詳細設計）
- ・相模ダムリニューアル事業計画（2019 年 3 月）

イ 守秘義務

- （ア）参加希望者は、配布を受けた既往検討資料により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- （イ）参加希望者は、既往検討資料を、本プロポーザル方式の提案書作成のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、複製を行ってはならない。
- （ウ）既往検討資料は、提案書又は参加辞退書の提出時に発注者に返却すること。

（４）問合せ

本プロポーザル方式への参加希望者は、手続きに関する疑義について、次の方法により問い合わせをすることができる。

ア 問合せ先

問合せは、電子メールで行うものとする。

電子メールアドレス：sokei.dennyu@pref.kanagawa.jp

担当者：神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 管理課 川瀬

イ 問合せ様式

問合せ書の様式は任意とする。（ただしA4判とすること）

ウ 問合せ受付期間

問合せの受付期間は、令和 3 年 4 月 6 日（火）から令和 3 年 4 月 19 日（月）17:00 までとする。

問合せは期間中いつでも行えるが、回答については、次に示す期間の問合せを一括で回答するものとする。

- ・第 1 期：令和 3 年 4 月 6 日（火）から令和 3 年 4 月 9 日（金）17:00 まで

・第2期：令和3年4月9日（金）17:00 から令和3年4月19日（月）17:00 まで
なお、第2期の問い合わせについては、第1期の問い合わせの有無にかかわらず
行うことが出来る。

エ 回答

回答は、各回とも次に示す日に、問合せ内容とあわせてホームページに掲載する。

- ・第1期：令和3年4月15日（木）
- ・第2期：令和3年4月23日（金）

オ 留意事項

問合せ書には業者名や過去に受注した具体的な業務名等の問合せ者を特定できる
内容を記載しないこと。また、提案の内容に関する事など手続きに関する疑義以外
の内容を記載しないこと。これらの内容が記載された問合せ書は受理しない。

4 参加資格要件に関する事項

本業務の受注を希望する者は、次に示す要件を全て満たすこと。

(1) 提案書の提出者

ア 基本的要件

本業務の選定業者となるためには、提案書提出期限から契約締結までの全期間に
渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ・神奈川県競争入札参加資格（当該委託業務に係る業種）を有することについて知
事の認定を受けている者であること。
- ・神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ・2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、その後、会社更
生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けてい
る者を除く。
- ・6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、その後、
会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受
けている者を除く。
- ・債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売
手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ・事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとし
て、神奈川県発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継
続している者でないこと。

イ 設計共同体

設計共同体の参加は認めない。

ウ 所在地、営業種目（細目）

所在地：神奈川県内に本店又は受任者を置く支店（営業所）を有する者

営業種目：「河川砂防及び海岸・海洋」の登録がある者

細目：「河川」の登録がある者

エ 同種業務の履行実績

過去5年間（平成28年4月から令和3年3月まで）に、国または地方公共団体もしくは独立行政法人水資源機構が発注する業務において、「実施（詳細）設計 コンクリートダム」及び「コンクリートダム施工計画・施工設備 実施設計」の両方の業務を元請けとして完了した実績を有すること。

（2）予定技術者

ア 予定管理技術者

予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・技術士（建設部門：電力土木）
- ・上級土木技術者（河川・流域 コース B）
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（電力土木）
- ・1級土木技術者（河川・流域 コース B）

イ 予定照査技術者

予定照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・技術士（建設部門：電力土木）
- ・上級土木技術者（河川・流域 コース B）
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（電力土木）
- ・1級土木技術者（河川・流域 コース B）

(3) 資格確認基準日

資格確認基準日は、提案書提出期限日（令和3年5月10日）とする。

5 業務価格の提案

(1) 見積書の作成

本業務に係る業務価格の見積り額を提出（以下「提案価格」という。）すること。なお、提案価格は、基礎審査の資料として使用するほか、本業務の契約額となることに留意すること。

(2) 委託費の上限額

本業務における委託費の上限額は『192,690千円（消費税及び地方消費税額を除く）』である。

6 提案書の提出方法

(1) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。

持参する場合は、令和3年5月7日（金）17:15までに電話連絡の上、提出時間の指定を受けること。

・電話番号：042-782-2831

・担当者：神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 管理課 川瀬

郵送の場合は、書留等の配達記録が残る方法を使用して、郵送すること。

(2) 提案書提出期限

提案書を持参する場合は、令和3年5月10日（月）17:00までに提出すること。郵送する場合は令和3年5月10日（月）までに必着のこと。

(3) 提出場所

提出先：神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

郵便番号：252-0116

住所：神奈川県相模原市緑区城山 2-9-1

担当者：管理課 川瀬

7 支払条件

本業務は債務負担行為により発注しており、契約金額に対する各年度の支払限度額は以下に示す割合とする。

令和3年度：約3割

令和4年度：約7割

8 契約前協議

提案書が選定された旨の通知を受けた者は、通知を受けたのち速やかに、次の書類を作成し、発注者と協議を行うこと。なお、協議結果を反映させた書類が、契約図書となるので留意すること。

(1) 業務仕様書

特記仕様書に提案内容を適切に反映させて作成すること。

(2) 内訳書

提案価格の内訳書を、選定通知と同時に発送する様式を参考にして作成すること。

9 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本関係・人的関係等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことができない。「本業務を受注した建設コンサルタントと資本関係・人的関係において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(3) 提案書及び資料（以下「提出書類」という。）の作成並びに資料の提出に関する費用等は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された提出書類が次のいずれかに該当する場合は、原則その提出書類を無効とする。

- ・提出書類と無関係な書類である場合
- ・他の業務の提出書類である場合
- ・白紙である場合

- ・その他不備がある場合

ただし、次のような軽微な誤りについては、発注者により修正を指示する場合がある。

- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・必要な書類の一部が提出されていない場合
- ・その他、不備が軽微であると認められる場合

(5) 発注者は、審査業務に使用するため、提出書類を複写することがある。また、提出書類の返却は行わない。

なお、提出書類は、選定作業の目的の他に、提出者に無断で使用することは無い。

(6) 提出書類の提出後は、受注候補者の申出による提出書類の差し替え並びに再提出は、原則として認めない。

(7) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等または同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(8) 提出書類は、別に公表する提出書類作成要領を精読の上、様式集で定める様式を用いて作成すること。



神奈川県

企業庁相模川水系ダム管理事務所

〒252-0116 神奈川県相模原市緑区城山 2-9-1

電話 (042)782-2831

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bi2/index.html>